

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則第21条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

期間は審査基準日の1年前の日から審査基準日までです。

群馬県知事殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

該当する場合は□内に記載してください。

「1」⇒公共工事及び民間工事にて措置を実施した場合
※対象となる民間工事が無い場合にすべての公共工事で措置を実施した場合を含みます。

「2」⇒公共工事のみ措置を実施した場合

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急工事	件
計		件

措置未実施工事の欄には、発注者から直接請け負った軽微な工事又は災害応急工事のうち、措置を実施していない件数を記載してください。
※実施している場合は、実施工事の件数に含めてください。

発注者から直接請け負った工事のうち、軽微な工事及び災害応急工事以外の国内工事において措置未実施のものがある場合は、評価対象となりません。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急工事等」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。